

3 申告と納税は

■ 確定申告

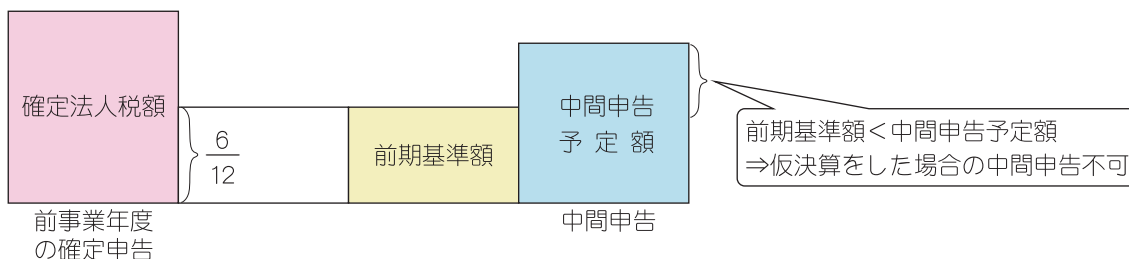
法人等は原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に確定申告し、納めます。

■ 中間申告

事業年度が6か月を超える法人は、事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に中間申告をして納めます。

中間申告には、前年度実績による予定申告と、6か月間の仮決算による中間申告との2通りがあり、そのいずれかを選択できます。

ただし、仮決算をした場合の中間申告予定額が、前年度実績による前期基準額を超える場合には、仮決算による中間申告をすることはできません。



※前期基準額が10万円以下の場合には、中間申告（予定申告）の必要はありません。

※中間申告書が期限までに提出されなかったときは、前年度実績による予定申告があったものとみなされます。

県民税利子割

県税

金融機関などから支払を受ける預貯金の利子、特定公社債以外の公社債の利子、公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配などに対して、県税として課税されます。

※平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等(国債など)の利子等については、利子割の課税対象から除外となり、配当割の課税対象となりました。

1 納める方は

県内の金融機関などから利子などの支払を受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

※法人にかかる利子割については平成28年1月1日以後廃止されました。

2 納める額は

支払を受けるべき利子等の額 × 5%

(注)この他に、所得税等が15.315%かかります。

3 申告と納税は

金融機関などが利子等の支払の際に特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

●課税されない場合(非課税)は

次の場合には、県民税利子割は課税されません。

①遺族基礎年金を受ける妻、寡婦年金を受ける妻、身体障がい者等一定の方

・少額預金非課税制度(マル優) 350万円(非課税限度額)

・少額公債非課税制度(特別マル優) 350万円(非課税限度額)

②勤労者が行う財産形成貯蓄

・財産形成住宅貯蓄 }
・財産形成年金貯蓄 } 合わせて550万円(非課税限度額)

③所得税法等において非課税とされる利子等

●市町への交付

県民税利子割の収入額の59.4%は、県内の市町に交付されます。

県民税配当割

県税

一定の上場株式等の配当等に対して、県税として課税されます。

1 納める方は

一定の配当等の支払を受ける個人が、配当を支払う者を通じて納めます。

なお、一定の上場株式等の配当等のほかに、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子及び特定口座外の割引債の償還金なども、課税の対象になります。

2 納める額は

支払を受けるべき配当等の額 × 5%

(注) この他に、所得税等が 15.315% かかります。

3 申告と納税は

配当等の支払をする上場企業などが、配当等の支払の際に特別徴収し、翌月 10 日までに申告し、納めます。

●市町への交付

県民税配当割の収入額の 59.4% は、県内の市町に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

県税

上場株式等の譲渡による所得に対して、県税として課税されます。

1 納める方は

所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収口座)における株式等の譲渡所得等が生じる方または源泉徴収口座における信用取引の差金決済の差益の支払を受ける個人が、証券会社等を通じて納めます。

2 納める額は

支払を受けるべき株式等譲渡所得の額 × 5%

(注) この他に、所得税等が 15.315% かかります。

3 申告と納税は

証券会社等が特別徴収し、原則として徴収の翌年の 1 月 10 日までに申告し、納めます。

●市町への交付

県民税株式等譲渡所得割の収入額の 59.4% は、県内の市町に交付されます。